

定 款

サンフロンティア不動産株式会社

(令和6年6月25日変更)

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、サンフロンティア不動産株式会社と称し、英文では Sun Frontier Fudousan Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 不動産の売買、賃貸、管理およびその仲介
2. 土木工事、建築工事、内装仕上工事、防水・塗装工事、電気工事、電気通信工事その他建設工事全般に関する企画、設計、施工、監理および請負
3. ビルメンテナンス業
4. 不動産信託受益権その他の有価証券の保有および管理
5. 不動産投資顧問業および不動産特定共同事業法にもとづく事業
6. 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業
7. 金融商品取引法に基づく投資助言業・代理業
8. 金融商品取引法に基づく投資運用業
9. 賃貸不動産の入居者の保証人受託業務
10. 金銭貸与業および斡旋、保証並びに代行業務
11. 不動産の鑑定業務
12. 資産運用のコンサルティング
13. 損害保険業および損害保険の代理業
14. 広告宣伝事業
15. 投資業
16. 事務用機器・情報通信機器・什器備品・室内装飾品・照明器具装置・建築資材等の開発、製造、販売、賃貸、仲介および保守
17. 古物の売買業および廃棄物の収集運搬処理業務
18. 書籍の出版および販売
19. 文房具、日用雑貨、衣料品、アクセサリー、民芸品、工芸品、インテリア用品、医薬品、医薬部外品、医療用具、化粧品、衛生用品、各種ソフト、煙草、印紙、切手等並びに食料品、酒類および飲料その他特産物の製造、販売および流通
20. 環境、衛生および清掃に関する事業
21. 警備業
22. リース業
23. 宿泊施設、温泉浴場施設、商業施設、貸会議室、レンタルオフィス、スポーツ施設、教育施設、医療施設、老人介護施設、保育所、美容サロン等の所有、賃貸、運営、管理、経営およびコンサルティング
24. 駐車場の管理および運営
25. 再生可能エネルギーによる発電事業およびその管理・運営並びに電気の供給販売等に関する業務
26. 飲食店の経営およびそのコンサルティング
27. 一般観光案内および観光・旅行に関する事業
28. 車輌、船舶、航空機等による旅客並びに貨物の運送事業
29. 伝統芸能および無形文化財等の保護、振興および運営その他の地域振興、地域開発、都

市開発、環境整備に関する事業

- 3 0. 食肉、魚介類、青果物等の育成栽培並びにその生鮮食品の仕入、加工、販売および流通
- 3 1. 無人飛行体による撮影、映像解析および建築物等の点検、調査、洗浄等ならびに無人飛行体の研究、開発、製造、販売、レンタルおよび操縦教育等に関する事業
- 3 2. クリーニング業およびリネンサプライ業
- 3 3. レンタカー業
- 3 4. 各種イベント・興行の企画、製作および運営
- 3 5. 絵画の展示および販売
- 3 6. 労働者派遣事業
- 3 7. 人材の教育訓練、指導および育成事業
- 3 8. 前各号に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

- 第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
- 1. 取締役会
 - 2. 監査等委員会
 - 3. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、91,200,000株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権

利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第10条 当会社の株主は、当会社に対し、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成および備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株主の権利行使、株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるとき隨時これを招集する。

(基準日)

第14条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により取締役

- 社長が招集し、その議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。

(電子提供措置等)

- 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第19条 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

- 第20条 当会社の監査等委員でない取締役は、10名以内とし、監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任の方法)

- 第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1

以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(任 期)

- 第22条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
 4. 補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第23条 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

- 第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法等)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役と、それ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わること

ができない。

(監査等委員会規則)

第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 計 算

(事業年度)

第35条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第36条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 前項の金銭には利息を付けない。

附 則

(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 2022年6月開催の第23回定期株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定期株主総会決議による変更前定款第38条の定めるところによる。